(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四号
(三) 占用を制限する区域　区域備考
福島県西白河郡泉崎村大字踏瀬字北ノ内六番八から同村大字踏瀬字北ノ内一〇番一まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年六月十日
(七) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和七年六月十日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年六月十日　東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四号
(三) 占用を制限する区域　区域備考
岩手県紫波郡矢巾町大字間野々第二地割一二五番一から同町大字間野々第二地割一一〇番一まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年六月十日
(七) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和七年六月十日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年六月十日　東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四十六号
(三) 占用を制限する区域　区域備考
岩手県盛岡市上太田蔵戸前一一四番二から同市上厨川字前潟七一番五まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年六月十日
(七) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和七年六月十日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年六月十日　東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百十三号
(三) 占用を制限する区域　区域備考
山形県西置賜郡飯豊町大字手ノ子字堂ケ沢一三〇二番一から同町大字手ノ子字博士三九二番まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年六月十日
(七) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和七年六月十日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年六月十日　東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　七号
(三) 占用を制限する区域　区域備考
秋田県能代市字外堤七八番一から同市字外堤八〇番四まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年六月十日
(七) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所